

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

水際対策の大幅緩和

政府は今月11日から新型コロナによる水際対策を大幅緩和し、1日あたりの入国者数の上限撤廃、外国人観光客による個人旅行の解禁、短期滞在のビザ免除などを実施。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

10/ 3(月)	仏滅	臨時国会召集、ノーベル賞の発表始まる
4(火)	大安	都市景観の日、岸田内閣発足から1年
5(水)	赤口	
6(木)	先勝	国際協力の日
7(金)	友引	
8(土)	先負	寒露、十三夜、プロ野球クライマックスシリーズ開幕
9(日)	仏滅	世界郵便デー

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
9/26(月)	26,432 ▼722	143.82 △1.95
27(火)	26,572 △140	144.26 ▼0.44
28(水)	26,174 ▼398	144.55 ▼0.29
29(木)	26,422 △248	144.67 ▼0.12
30(金)	25,937 ▼485	144.31 △0.36

10月から開始される主な制度(社保以外)

今月から適用となる制度のうち、社会保険(厚年・健保)以外に関する主な制度は以下のとおりです。

◎地域別最低賃金の引上げ……令和4年度の地域別最低賃金は、各都道府県において30円～33円の引上げとなり、発効日(10月1日～20日)から原則すべての労働者に適用されます。

◎育児・介護休業法の改正……男性の育児休業を促進するため、子の出生後8週間以内に4週間まで取得できる「産後パパ育休(出生時育児休業)」が創設されます。また、原則子が1歳までの育児休業について、2回まで分割取得できるようになります。

◎雇用保険料率の引上げ……令和4年度の雇用保険料率は、10月から0.4%(事業主0.2%、労働者0.2%)の引上げとなり、一般の事業の場合は1.35%(事業主0.85%、労働者0.5%)となります。

◎雇調金特例の上限額引下げ……新型コロナの影響に伴う雇用調整助成金等の特例措置(10～11月)について、原則的な措置の日額上限を8355円に、業況・地域特例を1万2千円に引下げます。

◎職業安定法の改正……求人等に関する情報の的確表示(虚偽又は誤解を生じさせる表示を禁止し、最新かつ正確な内容に保つ措置を講じる)の義務付けなどが実施されます。

◎後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し……75歳以上の方など後期高齢者医療の被保険者のうち一定以上の所得がある方は、現役並み所得者を除き、窓口負担が2割に引上げられます(配慮措置あり)。

◎その他……*たばこ税の引上げ(加熱式たばこ)、*労働者協同組合法の施行、*企業型DC加入者のiDeCo加入要件緩和、など。

■この記事の詳細は、情報BOX201537

平均給与は3年ぶりに増加し443万円

国税庁が公表した「令和3年分民間給与実態統計調査」によると、1年を通じて勤務した給与所得者は5270万人(男性3061万人、女性2209万人、平均年齢46.9歳、平均勤続年数12.6年)で、その平均給与は前年比2.4%増の443万円(男性545万円、女性302万円)となり、3年ぶりに増加しました。

また、給与階級別分布をみると、300万円超400万円以下が914万人(構成比17.4%)と最も多く、400万円以下の給与所得者数は合計2823万人で全体の53.6%を占めています。なお、1千万円超の給与所得者は258万人(同4.9%)となっています。

★★★ 10月のチェックポイント ★★★

※7月に提出した健保・厚年の「算定基礎届」に基づく新標準報酬月額で、原則10月に支給する給与から徴収を開始します。

※従業員101人以上の事業所で働く一定の短時間労働者も社会保険の適用対象となります。

※令和4年度の地域別最低賃金を確認します。

※雇用保険料が0.4%(事業主0.2%、労働者0.2%)引上げられます。

※年末にかけての資金繰りを確認し、借入が必要な場合は、早めに金融機関へ相談します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和4年10月から適用開始となる主な制度（社会保険関係を除く）

◆令和4年度地域別最低賃金の改定

- ・都道府県ごとに定められている地域別最低賃金が改定され、各都道府県の引上げ額は30円～33円（30円：11県、31円：20都道府県、32円：11県、33円：5県）となり、改定額の全国加重平均額は961円（前年度比31円引上げ）となります。
 - ・改定額の発効日は各都道府県で異なり、令和4年10月1日～20日までの間に発効されます。
 - ・地域別最低賃金は原則、産業や職種、雇用形態に関係なく各都道府県内の事業場で働くすべての労働者に適用されますので、厚労省や労働局のホームページ等で必ず確認します。
- ※精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方や、試の使用期間中の方などについては、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に個別に最低賃金の減額の特例が認められます。

◆育児・介護休業法の改正

- ・男性の育児休業取得を促進するため、子の出生後8週間以内に4週間（28日）まで取得することができる育児休業の枠組み「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設されます。
- ・原則子が1歳まで取得可能な育児休業について、分割して2回まで取得することが可能となります。
- ・上記の産後パパ育休や分割した2回目の育児休業について、育児休業給付の対象となります。

◆令和4年度雇用保険料率の改定

- ・令和4年度の雇用保険料率は2段階（4月と10月）で改定されることになっており、令和4年10月から事業主負担率・労働者負担率ともに2/1000の引上げとなります。
- ・これにより、一般の事業は13.5/1000（事業主8.5/1000、労働者5/1000）、農林水産・清酒製造の事業は15.5/1000（事業主9.5/1000、労働者6/1000）、建設の事業は16.5/1000（事業主10.5/1000、労働者6/1000）となります。

◆雇用調整助成金等の特例措置の見直し

- ・新型コロナの影響に伴う雇用調整助成金等の特例措置について、令和4年10月～11月における助成額の日額上限を原則的な措置は8,355円に、業況・地域特例は12,000円に引下げます。
- ・令和4年10月1日以降の休業等から初めて雇用調整助成金を申請する場合、生産指標が10%以上減少していることが支給要件となります。

◆職業安定法の改正

- ・募集情報等提供事業者が書面、インターネット等の広告等により提供する求人等に関する情報（求人情報、求職者情報、求人企業に関する情報、自社に関する情報、事業の実績に関する情報）について、①正確かつ最新の内容に保つための措置を講じること、②虚偽の表示・誤解を生じさせる表示をしてはならないことを義務付けます。求人企業（労働者の募集を行う者）も同様です。
- ・求職者の個人情報収集の際は、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を明らかにしなくてはなりません。
- ・インターネット上の公開情報等から収集した求人情報・求職者情報を提供するサービス等を行う事業者も職業安定法の「募集情報等提供事業者」となります。また、特定募集情報等提供事業者（求職者に関する情報を収集する募集情報等提供事業者）について、届出制が導入されます。

◆後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し

- ・75歳以上の方など後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者（窓口負担3割）に該当しない方で、一定以上の所得（単身世帯の場合は課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上）がある方は、医療費の窓口負担割合が2割に上げられます。
- ・2割負担となる方に対して、令和4年10月から令和7年9月までの間、外来医療の窓口負担割合引上げに伴う負担増加額を月3,000円までに抑える配慮措置が設けられます。

◆労働者協同組合法の施行

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業を行い、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする新たな組織「労働者協同組合」の設立や運営、管理などについて定めた法律が施行されます。

◆企業型DC加入者のiDeCo加入要件緩和

企業型DCの加入者は規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても、iDeCoに原則加入できるようになります。